

四日市市告示第 565 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月19日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	茂福66号線	大字茂福町字四五六279-1	8.2~11.8	2.1
		大字茂福町字四五六279-1		
2	八田19号線	八田一丁目1899-3	4.2~9.7	3.2
		八田一丁目1899-3		
3	八田33号線	八田一丁目1899-3	5.0~9.7	3.2
		八田一丁目1899-3		
4	石塚3号線	石塚町1642-7	4.7~8.2	3.5
		石塚町1642-7		
5	大矢知112号線	大矢知町字尻江328-5	6.0~13.0	70.6
		大矢知町字尻江317-10		
6	志称我野1号線	大字東阿倉川字志称我野51-26	5.9~9.5	3.5
		大字東阿倉川字志称我野51-26		